

京都大学医学部附属病院
患者給食業務の委託

募集要項

2018年9月25日

京都大学医学部附属病院

< 目 次 >

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 業務の趣旨 | 1 |
| 2 | 業務の概要 | 1 |
| | (1) 業務委託契約の契約担当者 | 1 |
| | (2) 本プロポーザルの実施者 | 1 |
| | (3) 本プロポーザル担当部署（以下「契約担当部署」という。） | 1 |
| | (4) 業務概要 | 1 |
| | (5) 本要項の交付 | 2 |
| | (6) 業者説明会 | 3 |
| 3 | 本業務の仕様書等 | 3 |
| 4 | 受託者の決定等の手続 | 3 |
| | (1) 募集公告から契約締結までに係るスケジュール（予定） | 3 |
| | (2) 受託者の決定方法 | 4 |
| | (3) 審査及び評価 | 4 |
| | (4) 審査結果の通知 | 5 |
| | (5) 共通事項 | 5 |
| 5 | 参加資格要件 | 6 |
| 6 | 参加表明書・実施計画書の作成及び手続要領 | 7 |
| | (1) 参加表明書・実施計画書作成に当たっての基本条件等 | 7 |
| | (2) 募集要項等に係る質問の受付及び回答 | 7 |
| | (3) 参加表明書・実施計画書の提出 | 8 |
| | (4) 実施計画書のプレゼンテーションについて | 10 |
| | (5) 参加表明書・実施計画書の審査方法 | 10 |
| 7 | 実施計画書の評価 | 11 |
| | (1) 業者選定委員会における各委員による評価値の算定方法 | 11 |
| | (2) 全委員による総合評価値の算定方法 | 11 |
| | (3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価の算定方法 | 11 |
| 8 | その他 | 11 |
| | (1) 受託候補者決定後の契約（業務委託契約）の手続等 | 11 |
| | (2) その他 | 12 |

1 業務の趣旨

京都大学医学部附属病院（以下「病院」という。）における患者給食業務は、高度医療の一環として患者の食事療養や栄養管理に係わる重要な業務である。すなわち単なる配食サービスとは異なり、病院が求める臨床栄養学の実践を通じた精度の高い治療食や日々多様化する患者のニーズに対応した安全で衛生的な病院食を1年365日提供できることが必須である。また病院は、2017年度にISO9001の品質マネジメントシステム認証を取得し、患者給食業務においても、食事の質及び患者サービスの向上の観点から、この品質マネジメントシステムを用いて管理を行い、質の高い快適な食事環境を継続的に維持していくことを目指している。

本募集要項（以下「本要項」という。）は、2019年度からの業務委託契約を行うに当たり、病院の患者給食業務に係る設備環境や提供体制並びに病院が要求する臨床栄養治療や病院食を充分理解し、安全確実に業務が履行できる委託業者（本プロポーザル参加者のうち契約の締結に至った者とし、以下「受託者」という。）を選定するための、参加要件や審査・評価方法などの諸条件、手続等について定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務委託契約の契約担当者

国立大学法人京都大学 学長 山極 壽一

(2) 本プロポーザルの実施者

国立大学法人京都大学医学部附属病院 病院長 稲垣 暢也

(3) 本プロポーザル担当部署（以下「契約担当部署」という。）

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

国立大学法人京都大学医学部附属病院 経理・調達課 物流管理掛

契約担当 掛長 本有 健一郎

担当者 谷藤 真紀

TEL : 075-751-3266（直通）

FAX : 075-751-4817

E-mail : Business2017@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp（公募型プロポ専用アドレス）

(4) 業務概要

① 業務名称

京都大学医学部附属病院 患者給食業務の委託

② 履行場所

京都市左京区聖護院川原町54 京都大学医学部附属病院 積貞棟地下1階 給食施設

③ 業務内容

病院の給食施設にて、ニュークックチルシステムを用いて一般食から治療食まですべての病院食を提供する。提供については、病棟の患者のベットサイドまで枕頭配膳を行う。

詳細は、「別紙1 仕様書及び患者給食提供業務実施要領（以下「実施要領」という。）」による。

④ 契約期間等

ア 契約締結時期 2018年12月末から2019年1月上旬（予定）

イ 契約期間 2019年4月1日から2024年3月31日まで（5年間）

ウ 病院と受託者は、本業務の適切な履行と質の向上を目的として、「食管理委員会（年1回）」、「食管理小委員会（月1回）」、「栄養管理会議（月1回）」等を開催するものとし、業務内容、食事の内容、サービス内容、利用者（患者並びに各病棟・診療科）ニーズ及びクレーム等（但し、これに限るものではない。）について協議する。また病院は、受託者の業務内容等を確認するために、定期（年1回）又は随時にISO9001の品質マネジメントシステムに基づくモニタリングを実施するものとし、受託者はこれに協力するものとする。

エ 病院は、前記のモニタリングの実施等により、受託者の業務内容等が、病院が提示した仕様書、実施要領や受託者の実施計画の内容から相当程度に乖離し本業務の確実な履行ができていないとともに、病院が受託者に対して数度の是正勧告と一定期間の是正期間を与えたにもかかわらず改善が見られず、結果として本業務の確実な履行が到底できないと客観的に判断される場合は、契約を解除することができるものとする。

⑤ 契約条件 「別紙3 業務委託契約書（案）」のとおりとする。

(5) 本要項の交付

① 本要項の交付期間

2018年9月25日（火）9時から2018年10月31日（水）17時まで

※ 但し、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。

※ なお、募集公告及び本要項については、2018年9月25日（火）9時から2018年10月31日（水）17時の間、京都大学及び病院のホームページにおいても公表する。

京都大学：<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/procurement/goods/kikaku.html>

（京大について－調達情報－物品・役務等－企画競争公募情報）

病院：<http://www.kuhp.kyoto-u.ac.jp/>

（病院からのお知らせ）

② 本要項の交付場所

国立大学法人京都大学医学部附属病院 経理・調達課 物流管理掛（担当 谷藤）

※ 本要項の交付に当たっては、契約担当部署（物流管理掛）に電話又はE-mailで予約のうえ、来院すること。

③ 本要項

本プロポーザルで交付する以下の書類（アからカ）を総称して本要項（単に「募集要項」という場合もある。）といい、CD-Rに格納して交付する。

- ア 募集要項
- イ 別紙1 仕様書、実施要領
別紙1-2 実施要領 別添資料
- ウ 別紙2 審査基準
- エ 別紙3 業務委託契約書（案）
- オ 様式1 参加表明書等一覧
- カ 様式2 実施計画書一覧

(6) 業者説明会

本業務に関する業者説明会を下記のとおり開催する。

① 開催日時及び場所

2018年10月 2日（火）14時から
京都大学医学部附属病院 外来診療棟5階 会議室A

② 業者説明会参加申込書（様式1-1）の提出期限、提出場所及び提出方法

2018年10月 1日（月）17時まで
国立大学法人京都大学医学部附属病院 経理・調達課 物流管理掛（担当 谷藤）
E-mailにより、業者説明会参加申込書（様式1-1）のMicrosoft社製のWordデータを
送付、件名は「患者給食業務 業者説明会参加申込書」とする。

③ その他

参加申し込みができなかった場合は、当日会場で受付を行う。

参加者は1企業3名までとする。但し、参加者多数の場合は、会場の都合により2名に変更する場合がある。その場合、当日の朝9時までに、契約担当部署（物流管理掛）よりE-mailで連絡する。

当日は、京都大学及び病院ホームページで公表又は契約担当部署（物流管理掛）で交付されている本要項等を各自プリントアウトして持参すること。

なお、今回の業者説明会は本要項の説明を中心にいき、給食施設の見学は行わないものとする。

3 本業務の仕様書等

「別紙1 仕様書、実施要領」及び「別紙1-2 実施要領 別添資料」のとおりとする。

4 受託者の決定等の手続

(1) 募集公告から契約締結までに係るスケジュール（予定）

- ① 募集公告（本要項の交付） 2018年 9月25日（火）から
- ② 業者説明会 2018年10月 2日（火）14時から
- ③ 募集要項に係る質問書提出期限 2018年10月 9日（火）
- ④ 募集要項に係る個別質問書提出期限 2018年10月 9日（火）
- ⑤ 参加者個別面談 2018年10月16日（火）午後

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ⑥ 募集要項に係る質問への回答 | 2018年10月19日(金) |
| ⑦ 参加表明書・実施計画書の提出期限 | 2018年10月31日(水) |
| ⑧ プレゼンテーション審査 | 2018年11月15日(木) 15時から |
| ⑨ 審査結果及び受託候補者の公表 | 2018年11月下旬 |
| ⑩ 契約手続 | 2018年12月 |
| ⑪ 入札(又は見積書の提出) | 2018年12月下旬～2019年1月上旬 |
| ⑫ 契約締結 | 2018年12月下旬～2019年1月上旬 |
- ※ 前記はあくまで予定であって、多少前後(変更)する場合がある。変更があれば必要に応じて、京都大学及び病院のホームページで公表又は書面にて通知する。

(2) 受託者の決定方法

「京都大学医学部附属病院 患者給食業務委託業者選定委員会」(以下「業者選定委員会」という。)において、本プロポーザル参加者の実績や実施計画書等を総合的に審査及び評価し、受託候補者を決定する。

審査及び評価については、参加者の参加資格要件の有無の確認と実施計画書による業務の技術力の審査及び評価とする。

受託候補者が2者以上の場合は、受託候補者による指名競争入札を行い、国立大学法人京都大学が定めた予定価格の制限の範囲内の最低価格入札者を受託者として決定し、業務委託契約を締結する。

また、受託候補者が1者となった場合は、単独随意契約により、国立大学法人京都大学が定めた予定価格の制限の範囲内に見積書が提出された場合に正式に受託者として決定し、業務委託契約を締結する。

(3) 審査及び評価

① 参加資格要件の確認

ア 本プロポーザルに参加する者は、「様式1関係 参加表明書等一覧」の書類を提出する。

イ 契約担当部署(物流管理掛)は、参加者から提出された前記アの提出書類を基に、参加者が参加資格要件を満たしているか否かを確認する。

ウ 病院は、イの契約担当部署(物流管理掛)による確認の結果を最終審査する。なお、参加資格要件を満たしていない場合又は確認できない場合は、不合格とする。

② 実施計画書の確認及び基礎審査

ア 契約担当部署(物流管理掛)は、参加者から実施計画書の提出を受け、求めている書類等が全て提出されているとともに、所定の条件に基づき実施計画書が作成されているか、確認及び基礎審査を行う。

実施計画書の内容が全て提出されていない場合や所定の条件を満たしていない場合は、提出内容の範囲で確認及び審査を行う。

③ プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査の詳細は、前記②アの基礎審査の終了後、参加者に対して書面に

て通知する。

④ 実施計画書の審査及び評価

ア 実施計画書の審査及び評価は、別に定める「別紙2 審査基準」に基づき、業者選定委員会にて行う。

業者選定委員会における審査及び評価は、「各委員による評価、全委員（プレゼンテーション審査の特別審査員（以下「特別審査員」という。）を含む。）による総合評価、ワーク・ライフ・バランス等推進に関する評価」によるものとする。

イ 各委員による評価は、各委員が、募集要項、仕様書、実施要領及び審査基準等に基づき、実施計画書の仕様書並びに実施要領への適合性ととも技術力や提案力の達成（優秀）度合等を審査及び評価し、それぞれ個別に評価値を算定する。

ウ 全委員（特別審査員を含む。）による総合評価は、全委員で順位付けを行い、その順位に従って、評価値を算定する。

エ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は、契約担当部署（物流管理掛）が、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合、審査基準の各認定等の区分により、評価値を算定する。

⑤ 受託候補者の決定

病院及び業者選定委員会は、前記①の参加資格要件を満たしている参加者の中から、前記④の「各委員による評価値の平均値＋全委員（特別審査員を含む。）による総合評価値＋ワーク・ライフ・バランス等推進に関する評価値」より算出した総合評価値が「**60点以上**」の者を受託候補者として決定する。

(4) 審査結果の通知

- ① 決定された受託候補者に対しては、その旨を書面（「患者給食業務 受託候補者決定通知書」）にて通知する。
- ② 受託候補者に決定されなかった者に対しては、その理由を付記し、その旨を書面（「患者給食業務 受託候補者に決定されなかった旨の通知書」）にて通知する。
- ③ 「患者給食業務 受託候補者に決定されなかった旨の通知書」を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に書面（A4版任意様式）により、病院に対して、その理由の説明を求めることができる。受付場所は契約担当部署（物流管理掛）とし、受付時間は、9時から17時までとする。
- ④ 前記③に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く）に書面により行う。

(5) 共通事項

- ① 提出された参加表明書及び実施計画書に関し、契約担当部署（物流管理掛）から問合せ又は資料等の追加提出を求める場合がある。
- ② 参加の辞退
本プロポーザル参加者は、プレゼンテーション審査までは随時、参加を辞退することがで

きる。辞退する場合は、その理由を参加辞退届出書（様式1-10）に記載し、契約担当部署（物流管理掛）に持参して提出すること。

③ 失格

本プロポーザル参加者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 参加表明書・実施計画書の提出日から受託候補者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合。

イ 本要項の公表日（2018年9月25日（火）、以下「基準日」という。）から受託候補者の決定日までの間に、社会的信用を失墜させる行為の事実が判明した場合。

ウ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。

5 参加資格要件

本プロポーザル参加者は、契約期間において自らが確実に業務を履行できる能力を有し、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

① 2012年4月1日以降に、病床数600床クラス以上の総合病院（又は600床以下の複数の総合病院やセントラルキッチンを運営しているなど同等と判断できる受託（運営）実績）において、自ら同一病院で3年以上継続して、ニュークックチルあるいはクックチルシステムを用いた病院給食業務を全面受託した実績があり、自ら直接業務を実施できる能力を有する者で、仕様書を満たす従業員を配置できる者であること。

② 本社（給食サービス担当部署）或いは自らのセントラルキッチンにおいて、ISO9001の認証を取得している者であること。

③ 給食サービスの全部又は一部の遂行が困難となった場合の危険を担保するために、一般食及び治療食が提供できる代行保証体制を有する者であること。

④ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成30年度に近畿地域の「役務の提供等」のA又はB等級に格付けされている者であること。

⑤ 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条に規定される次の事項に該当しない者であること。

- ・ 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、被保佐人又は被補助人並びに破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。

⑥ 国立大学法人京都大学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過していない者又は参加表明書等提出日の前直近6か月以内に、手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している組織等の者、不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどした者、暴力団の維持、運営に協力している者及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を

有している者でないこと。

- ⑩ 参加表明書等提出日の前直近1年以内に食中毒等を発生し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）違反等、給食施設に対する業務停止等の行政処分を受けた者でないこと。

6 参加表明書・実施計画書の作成及び手続要領

(1) 参加表明書・実施計画書作成に当たっての基本条件等

① 参加表明書の作成に当たって基本条件

本要項「5 参加資格要件」を満たしていること。本要項を熟読のうえ、「様式1 関係 参加表明書等」を作成すること。

② 実施計画及び提案に当たっての基本条件及び留意事項

項目は、「様式2 関係 実施計画書一覧」のとおりとする。

実施計画及び提案に当たっては、本要項及び「別紙1 仕様書、実施要領、別紙1-2 実施要領 別添資料」に基づいて、一般食から治療食まですべてニュークックチルシステムで運用することを前提に、給食サービスの内容や効率性、経済性等を総合的に検討し、仕様書並びに実施要領に適合した病院にとって有益な提案を行うこと。

個々の実施計画及び提案内容の採否や評価については、募集事項に係る個別質問等への回答とともに、業者選定委員会で行う。実施計画及び提案内容や技術力等の評価が低く、病院にとって不利益になると認められる場合等においては、その実施計画及び提案を承認又は採用しない場合もある。

③ 参加の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加資格要件がない者による提案

イ 資格審査申請関係の書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案

ウ 提出書類の記載事項が不明なもの、必要な記名・押印のない提案

エ 書類が不足している提案

オ 要求したもの以外の書類等を使用した提案

カ 参加者以外が代理で作成した提案

キ ニュークックチルシステムにて運用している京都大学医学部附属病院を受託することを前提にせずに作成した提案

ク その他参加に関する条件に違反した提案

(2) 募集要項等に係る質問の受付及び回答

① 提出期限（質問書並びに個別質問書） 2018年10月 9日（火）17時まで

※ 提出できるのは、募集要項に係る質問がある者とする。

※ 個別質問の提出は、任意とする。但し、仕様書並びに実施要領の要件を満たさずに、これに替わる参加者の固有の実施計画又は提案をしようとする場合には、必ず、個別質問を提出すること。

※ 個別質問の内容は、参加者の固有の実施計画又は提案に直接かかわる内容であること

とし、一般的な（参加者に共通の）質問については、募集要項に係る質問で行うこと。
個別質問に一般的な質問が含まれていると病院が判断した場合には、当該質問回答について、募集要項に係る質問回答書と併せて公表する。

② 提出場所（契約担当部署）

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

国立大学法人京都大学医学部附属病院 経理・調達課 物流管理掛（担当 谷藤）

③ 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式2-9）により、PDF形式に変換せず、Microsoft社製のWordで作成した電子データを、E-mailの添付ファイルとして契約担当部署（物流管理掛）に送信すること。なお、E-mailの件名は、「京大病院患者給食業務 質問書（質問者）」、「京大病院患者給食業務 個別質問書（参加者名）」とし、電話にて契約担当部署（物流管理掛）に着信の確認を行うこと（休日等は不可）。

④ 質問回答

2018年10月19日（金）に、京都大学及び病院のホームページにおいて公表する。

京都大学：<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/procurance/goods/kikaku.html>

（京大について－調達情報－物品・役務等－企画競争公募情報）

病 院：<http://www.kuhp.kyoto-u.ac.jp/>

（病院からのお知らせ）

個別質問回答

2018年10月19日（金）に、参加者（送付先は、それぞれの担当者とする。）に、個別にE-mailにて回答を配信する。

⑤ その他

質問回答後、本要項に変更や修正がある場合は、速やかに本要項の最終版を京都大学及び病院のホームページにおいて公表する。また、質問回答以降に、どうしても質問したい事項が発生した場合は、上記③提出方法に記載の方法で、速やかに提出すること。回答は、上記④質問回答に記載の方法で、速やかに回答する。

(3) 参加表明書・実施計画書の提出

① 参加証明書提出書類（「様式1関係 参加表明書等一覧」）

ア 参加表明書（様式1-2）

イ 資格審査申請書（様式1-3）

ウ 委任状（代理人関係：「参加者代表者」から「代理人（支店代表者など）」）（様式1-4）

エ 誓約書（受託実績並びに業務体制に関する事項）（様式1-5）

実績調書（様式1-5）

オ ISO9001の認証取得を証明する書類又は誓約書（様式1-6）

参加表明書等提出時点で認証取得できていない場合は、誓約書（ISO9001認証取得に関する事項）（様式1-6）を提出し、入札日（又は見積書徴取日）までに契約担当部署（物流管理掛）まで証明書を提出すること。

カ 一般食及び治療食が提供できる代行保証体制を有することを証明する誓約書及び契約書等証明する書類（様式1-7）

参加表明書等提出時点で体制を有していない場合は、誓約書（代行保証体制に関する事項）（様式1-7）を提出し、入札日（又は見積書徴取日）までに契約担当部署（物流管理掛）まで証明書を提出すること。

キ 平成30年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

ク 誓約書（参加資格要件に関する事項）（様式1-8）

ケ 給食施設業務停止等の行政処分履歴（様式1-9）

② 参加証明書の体裁及び書式、提出部数

ア 病院より交付した様式（フォーマット）を使用し、「様式1関係 参加表明書等一覧」に示された順番に綴り、ステープラ止めはせず、左側1箇所をダブルクリップで止めること。

イ 提出部数は、正本1部（紙ベース・押印要）とする。

③ 実施計画書の提出書類（「様式2関係 実施計画書一覧」）

ア 表紙（様式2-1）

イ 病院給食サービスに係る経営上の方針とその実現（様式2-2）

(ア) 病院給食サービスに係る経営上の方針とその実現

(イ) 業務運営・実施体制・企業実績

ウ 病院食に関する実施計画／提案（様式2-3）

(ア) 病院食に対する考え方・技術力・提案力

(イ) 病院食の品質向上に関する提案

(ウ) 食材

エ 安全衛生管理に関する実施計画／提案（様式2-4）

(ア) 安全衛生管理に関する実施計画／安全衛生管理の向上に関する提案

(イ) リスク対策

オ 教育・研修に関する実施計画（様式2-5）

教育・研修実施状況／実施計画

カ コストに関する提案（様式2-6）

コスト／コスト削減に関する提案

キ 社会・地域貢献に関する取り組み（様式2-7）

社会・地域貢献に関する取り組み

ク ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等に関する誓約書（様式2-8）

④ 実施計画書の体裁及び書式、提出部数

ア 病院より交付した様式（フォーマット）を使用或いは参考にして作成し、「様式2関係 実施計画書一覧」に示された順番、用紙サイズ及び目安の枚数に従って綴り、それぞれにページ番号を付して、ステープラ止めはせず、簡易な2穴式のバインダー等でまとめること。

様式（フォーマット）を使用せず参考にして作成する場合は、実施計画書の項目内容や用紙の大きさ及び枚数は、当該様式で指定する内容に基づくこと。

イ A3版はA4版の大きさに折り込むこと。

- ウ 造語、略語等については、一般的な用語等を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- エ 使用する文字のフォントについて制限はないが、見やすさに配慮すること。また、その趣旨が十分に伝わるよう、具体的かつ簡潔な文書表現とし、必要に応じて、文書表現を補うために、着色や図表・イラスト等を適宜活用してもかまわない。
- オ 提出した実施計画書の訂正はできないので留意すること。
- カ 提出部数は、正本1部（紙ベース・押印要）、副本15部とする。

⑤ 提出期限

2018年10月31日（水）17時まで

⑥ 提出場所（契約担当部署）

〒606-8507 京都市左京区聖護院川原町54

国立大学法人京都大学医学部附属病院 経理・調達課 物流管理掛（担当 谷藤）

⑦ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

※ 持参の場合、あらかじめ電話又はE-mailにて契約担当部署（物流管理掛）へ提出日時を予約すること。休日等は不可とする。

※ 郵送による場合は、提出期限必着とする。

(4) 実施計画書のプレゼンテーションについて

- ① 実施計画書審査の一環として参加者のプレゼンテーションを下記のとおり実施する。

2018年11月15日（木）15時から

京都大学医学部附属病院 外来診療棟5階 会議室A

- ② プレゼンテーションは、実施計画書に基づき行うものであり、実施計画書以外の資料は使用してはならない。

- ③ プレゼンテーション当日のスケジュール等概要については、11月12日（月）までに、参加者（連絡先は、それぞれの担当者とする。）に、個別にE-mailにて連絡する。なお、参加者は1社6名までとする。参加表明書の誓約書（受託実績並びに業務体制に関する事項）（様式1-5）に明記された受託責任者、管理栄養士責任者及び調理部門責任者の3名は可能な限り審査に参加すること。

- ④ 実施計画書の書面の使用及びプロジェクターの使用のいずれも可とする。プロジェクターを使用する場合は、11月14日（水）17時（休日等を除く。）までに、契約担当部署（物流管理掛）に、実施計画書をプロジェクタープレゼンテーション用に加工した資料を提出のうえ、内容の確認を受けること。

- ⑤ プレゼンテーションに出席しない場合は、受託の意思がないものとみなし失格とする。

(5) 参加表明書・実施計画書の審査方法

本要項「4 受託者の決定等の手続」を参照のこと。

7 実施計画書の評価

(1) 業者選定委員会における各委員による評価値の算定方法

参加者より提出された実施計画書及びそれに基づくプレゼンテーション等の内容により審査及び評価する。業者選定委員会委員は、「別紙2 審査基準」の「A 業者選定委員会各委員の評価値の算定方法」に示す各審査基準に対して、次の5から1の5段階評価（相対評価）を行い、各審査基準に示す配点に以下の指定倍率を乗じて各審査基準の評価値を算出（端数処理は行わない。）し、全委員の平均値を評価値とする。平均値の算出に当たっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

| 5段階評価 | 5 | 4 | 3（標準） | 2 | 1 |
|-------|--|--|---|---|---|
| 基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に適合している ・特に有益な実施計画・提案 ・技術力に特に優れている | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に適合している ・より有益な実施計画・提案 ・技術力に優れている | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に適合している ・有益な実施計画・提案 ・技術力がある | <ul style="list-style-type: none"> ・やや仕様書に適合していない ・やや有益な実施計画・提案でない ・やや技術力に劣る | <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に適合していない ・有益な実施計画・提案でない ・技術力に劣る |
| 指定倍率 | 1.00 | 0.75 | 0.50 | 0.25 | 0.00 |

(2) 全委員による総合評価値の算定方法

参加者より提出された実施計画書及びそれに基づくプレゼンテーション等の内容により総合評価を行い、全委員（特別審査員を含む。）で順位付け及び配点を行う。順位に従って、以下の点数を配点するが、2位以下については、1位の提案内容を基準に20点～0点の間で評価する。

| | | |
|----|-----|--------|
| 順位 | 1位 | 2位以下 |
| 配点 | 30点 | 20点～0点 |

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価の算定方法

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有している場合、審査基準の各認定等の中で該当する最も高い区分により評価する。

8 その他

(1) 受託候補者決定後の契約（業務委託契約）の手続等

① 受託候補者が2者以上の場合

受託候補者決定後、受託候補者による指名競争入札を行い、国立大学法人京都大学が定めた予定価格の制限の範囲内の最低価格入札者を受託者として決定し、業務委託契約を締結する。（但し、最終的な入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がさ

れないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。）

入札に関する提出書類や日時場所、契約条件、最終の仕様書及び実施要領は、指名競争入札に係る「入札通知書」にて別途通知する。

② 受託候補者が1者の場合

受託候補者決定後、単独随意契約により見積書を徴取し、国立大学法人京都大学が定めた予定価格の範囲内に見積書が提出された場合に正式に受託者と決定し、業務委託契約を締結する。

③ 病院は契約の締結までに、受託候補者が「5 参加資格要件」の⑥から⑩の要件を満たさなくなった場合又は同要件に該当する行為の事実が認められた場合及びその他の理由において、受託候補者との契約が締結できなくなった場合、或いは受託候補者自らが契約辞退を申し出た場合は、当該受託候補者の決定を取り消すものとする。受託候補者は、指名競争入札の参加や契約の締結ができないことが明らかとなった場合、契約担当部署（物流管理掛）に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届け出るものとする。

④ 前記③について、受託候補者の一方的な事由により指名競争入札の参加や契約の締結に至らなかった場合は、受託候補者の実施計画書記載の見積額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）の年額相当分の10%を違約金として、病院の指定する期間内に支払わなければならない。

⑤ 契約に当たっては、契約保証金を納付するものとする。受託者として決定した者は、病院が指定する期日までに、契約金額（5年間）の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。但し、保険会社との間に京都大学を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、履行保証証券（写）の提出をもって契約保証金の納付に代えることができる。

(2) その他

① 参加者は、参加表明書及び実施計画書の提出により本要項等の記載内容を承諾したものとする。

② 参加表明書及び実施計画書の作成に係る費用は、全て参加者の負担とする。

③ 提出された参加表明書及び実施計画書の取扱いについては、次のとおりとする。

ア 提出された参加表明書及び実施計画書は返却しない。

イ 提出された参加表明書及び実施計画書の著作権は、参加者に帰属する。また、提出された参加表明書及び実施計画書（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、本業務の受託者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。

但し、参加者のうち契約の締結に至った者の参加表明書及び実施計画書については、本契約業務内容の公表時や病院が必要と認めるときには、病院がその全部又は一部を使用できるものとする。

なお、参加者のうち契約の締結に至らなかった者の参加表明書及び実施計画書は、本業

務の受託者の選定に係る公表以外に参加者に無断で使用しない。

ウ 実施計画及び提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用することにより生ずる責任は、原則として参加者が負う。

- ④ 参加表明書及び実施計画書の提出後、原則として、審査が終了するまでの間は、参加表明書及び実施計画書に記載された内容の変更は認めない。
- ⑤ 参加者は、募集公告、本要項の公表から受託候補者の決定までの間において、病院の契約担当部署以外への接触や営業活動（特に業者選定委員会委員との接触）を禁止する。
- ⑥ 受託者は、病院が採用を決定した実施計画書の計画並びに提案事項については、責任を持って確実に履行すること。また、参加者の責により実施計画書の計画並びに提案事項が達成できない場合は、病院と協議のうえ、同等と認められる方法等で本業務を履行するものとする。なお、実施計画書の計画並びに提案事項を達成する意志が参加者に認められないなど、実施計画書に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、契約を解除し、損害賠償の請求等を行う。